

条 例 等 議 案 関 係

議案番号	議案名	内 容
報 告 第 1 7 号	家庭教育支援 の推進に関する 施策の報告 について	くまもと家庭教育支援条例（平成24年熊本県条例第88号）第 11条の規定に基づく令和元年度の熊本県における家庭教育支援 の推進に関する施策の報告

条例施行日：平成25年4月1日

推進体制：平成25年度に「くまもと家庭教育支援条例関係課連絡会議」を設置し、年2回開催。（現在、総務部、健康福祉部、環境生活部、教育庁、警察本部の5部局18課で構成）

1 平成30年度の主な取組みと成果

本県の家庭教育支援の推進に向け、5部局17課で72施策に取り組んだ。主なものは以下のとおり。

(1) 親としての学びを支援する学習機会の提供（第12条関係）4部局6課7施策

保護者が家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

○くまもと「親の学び」プログラム（「親の学び」講座）の推進（社会教育課）

保護者を中心に、「親の学び」講座を、県内2,582箇所（前年度比385箇所増）で開催し、89,805人（前年度比11,316人増）が参加した。「親の学び」講座の実施率は、幼保22.2%、小学校89.4%、中学校77.9%、高校16.0%。

(2) 親になるための学びの推進（第13条関係）4部局5課6施策

子どもたちが家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になることについて学ぶことを支援する学習方法の開発及び普及を行うとともに、学習機会の提供を行う。

○くまもと「親の学び」プログラム（中高生対象の「親の学び」講座）の推進（社会教育課）

「まもなく大人になる」中学生や高校生向けに、「大人になったときに」「親になったときに」という視点を盛り込んだ「自立を育むコミュニケーションプログラム（「親の学び」次世代編）」に加え、平成30年度から続編となる次世代編Ⅱを活用し、中学校48校（前年比22校増）、高等学校19校（前年比5校増）で「親の学び」講座を実施した。

(3) 人材養成（第14条関係）3部局7課12施策

指導者、教員、保育士等を対象とした研修会や講習を行う等、家庭教育を支援する人材の養成及び資質の向上を図る。

○幼児教育アドバイザー派遣事業（義務教育課）

幼児教育アドバイザーを、県内の認定こども園、幼稚園、保育所等に派遣し、教育・保育内容等についての指導・助言を行い、幼児教育の質の向上を図った。（年間36園に派遣、前年度比3園増）

(4) 家庭、学校、地域住民等の連携した活動の推進（第15条関係）3部局7課14施策

子育ての支援を行う機関に対する補助、地域の人材を活用した家庭教育支援を行うなど、家庭教育の関係者が相互に連携し、協力して取り組む家庭教育活動を支援する。

○地域未来塾推進事業（社会教育課）

家庭の事情等の理由で家庭での学習が困難であったり、学習習慣が十分に身に付いていなかったりする子どもたちのために、放課後や夏休み等を活用して教員OBや塾講師等による学習支援を25市町村49中学校で実施し、のべ31,064人が参加した。

（5）相談体制の整備及び充実（第16条関係）4部局7課14施策

家庭教育に悩む人たちを対象として、電話相談、面接相談等の相談体制の整備及び充実を図る。

○ひとり親家庭等支援事業「母子家庭等就業・自立支援センター事業」（子ども家庭福祉課）

様々な困難を抱えているひとり親家庭等の自立に向け、就業、生活、養育等のニーズに対する総合的な相談支援を行った。

（6）広報及び啓発（第17条関係）4部局10課19施策

家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び提供を行うとともに、教育における家庭の果たす役割及び責任の重要性について、県民の理解を深める広報及び啓発を行う。

○家庭教育推進啓発事業（社会教育課）

「くまもと家庭教育推進フォーラム」を、家庭教育支援条例関係課及び市町村と連携して開催（参加者640人）。フォーラムでは、家庭教育支援の振興に功労のあった個人・団体の表彰や家庭教育に関する講演を行い、条例の周知と家庭教育支援の気運を高める啓発を行った。

<家庭教育支援の推進上の課題>

○乳幼児の保護者の「親としての学び」を支援する学習機会の提供

県内全市町村に「親の学び」推進園を106園配置し、幼稚園や保育所等での「親の学び」講座の開催に取り組んだことで普及が進んだが、小中学校と比べると更に普及啓発に取り組み、拡充する必要がある。

○中高生が「親になるための学び」の機会の提供

中学校や高校における集団宿泊研修や年度初めのホームルーム等での「親の学び」次世代編の活用が進み、講座の実施数は増加しているが、活用場面やその効果についての理解は十分とは言えないため、さらに周知を図る必要がある。

○広報及び啓発の工夫

「くまもと家庭教育推進フォーラム」の開催や「くまもと家庭教育支援チーム」の登録拡大を通して、家庭教育支援条例の周知や家庭教育の大切さの啓発に取り組んできたが、更に工夫して取り組む必要がある。

2 令和元年度の主な施策

本県の家庭教育支援の推進に向け、5部局18課で75施策に取り組む。主なものは次のとおり。

(1) 親としての学びを支援する学習機会の提供（第12条関係）4部局6課7施策

「親の学び」講座を、幼稚園、保育所等や学校、PTA等で機会をとらえて開催するように促す。また、学校やPTA等に、スマートフォン等の安全利用について学ぶ「情報安全出前講座」や「消費生活に関する学習会」の開催、少年の非行防止及び健全育成に対する家庭の役割の認識を高める「肥後っ子をまもる保護者教室」等の開催を促す。

<課題を踏まえた本年度の取組み>

○乳幼児の保護者の「親としての学び」を支援する学習機会の提供

幼稚園や保育所等での「親の学び」の普及強化を図るために、県内全市町村に配置している「親の学び」推進園を133園に拡充し（前年度比27園増）、推進園を軸に講座開催の更なる拡大に取り組む。

また、家庭教育支援条例関係課との連携を密にし、保育団体の会議や園長会等において家庭教育に関する学習機会の必要性を啓発し、「親の学び」の普及に取り組む。

(2) 親になるための学びの推進（第13条関係）4部局5課6施策

学校やPTA等に、将来親になる高校生や中学生を対象に、家庭の役割や将来親になるという視点を盛り込んだ自立を育むコミュニケーションプログラム（「親の学び」次世代編、次世代編Ⅱ）の周知と活用を促す。また、高校での「思春期保健講演会」や若年層への食の安全に係る学習機会を提供するとともに、私立幼稚園における高校生の保育体験の受入れや私立中学・高校における保育体験の推進等に取り組む。

<課題を踏まえた本年度の取組み>

○中高生が「親になるための学び」の機会の提供

研究指定校における「親の学び」の成果をまとめたリーフレットや既存のプログラムを拡充した「親の学び」次世代編Ⅱの活用を周知し、実践協力校（県内12校）を拠点として更なる「親の学び」の普及を推進する。

また、家庭教育支援条例関係課との連携し、保育体験等を実施している学校において、「親の学び」と併用して取り組むことができることを周知し、その普及を推進する。

(3) 人材養成（第14条関係）3部局7課14施策

「親の学び」講座を進行する人材の育成を市町村と連携して取り組む。また、保育団体と連携して、保育士等職員に対する研修会において、家庭教育や保護者への学習機会の提供に係る知識・技能等の習得を支援する。また、家庭教育支援のために配置された地域コーディネーター（家庭教育支援員）の資質向上のため、研修会を開催する。

(4) 家庭、学校、地域住民等の連携した活動の推進（第15条関係） 3部局7課14施策

家庭の事情や不安等を抱え、学習に支障を来しているひとり親家庭等の子どもたちを対象に、学びの場・安らぎの居場所を確保・提供する「地域の学習教室」の実施、「学校等警察連絡協議会」による関係機関の情報の共有や行動連携に取り組む。また、私立幼稚園における預かり保育を通じた子育て支援や極低出生体重児とその保護者等を対象とした支援に県、市町村、医療機関が連携して取り組む。

(5) 相談体制の整備及び充実（第16条関係） 5部局7課15施策

家庭教育電話相談をはじめ、いじめ・不登校等の生徒指導上の諸問題を抱える保護者や児童生徒及び学校に対して、スクールソーシャルワーカーを配置したり、スクールカウンセラーを派遣したりする等、相談体制の充実に取り組む。また、ニート、ひきこもり等さまざまな悩みや課題を抱える子ども・若者をサポートする相談等を行ったりする。

(6) 広報及び啓発（第17条関係） 4部局10課19施策

県民皆で家庭教育支援に取り組む機運を高めるために、「くまもと家庭教育支援チーム」への登録を促す。また、「家庭教育推進フォーラム」を家庭教育支援条例関係課及び市町村と連携して開催するとともに、家庭から暴力をなくすキャンペーン等に取り組む。また、発達障がい等に関する講演会や「家庭の日」絵につき、フォトにつきコンクールを実施する。

<課題を踏まえた本年度の取組み>

○広報及び啓発の工夫

「親の学び」講座をはじめとする家庭教育に関するあらゆる機会において、家庭教育支援条例の主旨や家庭教育の大切さについて、更なる周知・啓発を行う。

また、家庭教育支援が必要な子育て世代をターゲットに、各種イベントを通じた啓発やテレビ・ラジオ等のメディアを活用して周知啓発を行う。

